

令和6年度
小・中・義務教育・特別支援学校
若年教員研修（養護教諭）1年目
【第2回】

研修テキスト

二次元コード



※ レポート提出締切

10月18日(金)17:15

期 日 令和6年10月16日(水)
主 催 福岡県教育委員会
主 管 福岡県教育センター
092-947-0079

教育センターホームページ
<https://www.educ.pref.fukuoka.jp/>



※ 電話・メールによる相談等はホームページからご確認ください。

市町村(学校組合)立学校及び県立学校養護教諭育成指標

養	ステージ 職 キーワード	基礎・向上		充実・深化		発展①		発展②		発展③	
		志・基礎	基礎・基本	養護教諭	主体性・専門性	高度性・指導性	主幹教諭・指導教諭	経営参画・指導・助言	副校長・教頭	校務運営・補佐・管理	
ア	教育公務員に求められる基礎的な能力(法令遵守)	養護教諭として、職務に対する高さを高め、求められたい質・能力の基礎を形成する。	養護教諭としての職務に関する基礎的、基本的な質・能力を形成する。	教育、学校及び教職の意義や社会的役割、職務に係る理解を深め、法令を遵守し、責任をもって自らの職責を果たすことができる。	エキスパート・養護教諭として、組織運営を主導するとともに、職務に関する専門的で高度な実践を展開し、指導性を発揮する。	養護教諭の発展②(主幹教諭・指導教諭)については、市町村(学校組合)立学校教員育成指標又は県立学校教員育成指標によることとする。	養護教諭の発展③(副校長・教頭)については、市町村(学校組合)立学校教員育成指標又は県立学校教員育成指標によることとする。				
イ	教育公務員に求められる基礎的な能力(事務処理)	教育公務員の高尚な使命を使命を理解し、志を立てることができる。	教育公務員としての自覚をもち、組織の一員として、良質な人間関係を構築できる。	学校事務の正確、丁寧な処理ができる。	学校事務の正確、丁寧な処理ができる。						
ウ	教育公務員の使命と責任(使命感と熱意)	教育公務員の高尚な使命を使命を理解し、志を立てることができる。	教育公務員としての自覚をもち、組織の一員として、良質な人間関係を構築できる。	学校事務の正確、丁寧な処理ができる。	学校事務の正確、丁寧な処理ができる。						
エ	学校組織の理解と参画	学校組織や校務分掌とともに、養護教諭の役割と職務内容を理解できる。	学校の教育目標、重点目標を理解し、その具現化に向けて、保護者経営計画を作成し、実践することができる。	学校組織マネジメントの意義を理解し、学校教育目標の達成における保護者経営及び学校組織の在り方について考えをもち、養護教諭の立場から主体的に組織運営に参画することができる。	学校組織マネジメントの意義を理解し、学校教育目標の達成における保護者経営及び学校組織の在り方について考えをもち、養護教諭の立場から主体的に組織運営に参画することができる。						
オ	自己啓発・人材育成	研修や自己啓発を通じて、保護者や地域等を含めた他者との協力がやむを得ない重要性を理解できる。	自己の役割を自覚し、教育活動に関わることも、研究等を通じて保護者、保健教育に関する基礎、基本を身に付けることができる。	自己の役割を自覚し、校内研修等を計画・実施し、課題を共有しながら解決を図ることができる。	自己の役割を自覚し、校内研修等を計画・実施し、課題を共有しながら解決を図ることができる。						
カ	保護者・地域との連携・協働	ボランティア活動等を通じて、保護者や地域等の含めた他者との協力がやむを得ない重要性を理解できる。	保護者や地域と積極的に関わり、連携・協働を通じて児童生徒の健康課題等の解決に向けて対応することができる。	保護者や地域と積極的に関わり、連携・協働を通じて児童生徒の健康課題等の解決に向けて対応することができる。	保護者や地域と積極的に関わり、連携・協働を通じて児童生徒の健康課題等の解決に向けて対応することができる。						
キ	危機管理	危機管理についての知識や重要性及び危機を察知した際の行動の大切さを理解できる。	事故や災害等に備え、安全に配慮した職務等の準備、危機を察知した際の迅速な報告・連絡・相談ができる。	危機を予測した未然防止の取組と、危機の早期発見、早期対応を組織的に行うことができる。	危機を予測した未然防止の取組と、危機の早期発見、早期対応を組織的に行うことができる。						
ク	自他の人権を尊重する意識・意欲・態度	人権問題に関する基本的な知識を学び、その内容や意識についての理解を深めるとともに、人権がもたらす価値や重要性を共感的に受けとめるよう、自他の人権を尊重する意識を高め、それに基づき自ら実践を展開することができる。	人権問題に関する基本的な知識を学び、その内容や意識についての理解を深めるとともに、人権がもたらす価値や重要性を共感的に受けとめるよう、自他の人権を尊重する意識を高め、それに基づき自ら実践を展開することができる。	人権問題に関する基本的な知識を学び、その内容や意識についての理解を深めるとともに、人権がもたらす価値や重要性を共感的に受けとめるよう、自他の人権を尊重する意識を高め、それに基づき自ら実践を展開することができる。	人権問題に関する基本的な知識を学び、その内容や意識についての理解を深めるとともに、人権がもたらす価値や重要性を共感的に受けとめるよう、自他の人権を尊重する意識を高め、それに基づき自ら実践を展開することができる。						
ケ	保健管理	健康観察、健康診断、救急処置及び疾病の予防、管理等に関する基礎的、基本的な内容を理解できる。	健康観察、健康診断、救急処置及び疾病の予防、管理等を実践することができる。	健康観察、健康診断、救急処置及び疾病の予防、管理等を実践することができる。	健康観察、健康診断、救急処置及び疾病の予防、管理等を実践することができる。						
コ	学校教育	学校保健安全法、学習指導要領の理念と内容を理解し、保健教育のイメージをもつことができる。	保健教育における養護教諭の役割を理解するとともに、各教科等の特性を踏まえ、個に応じた指導や集団指導を実施することができる。	保健教育の専門性を生かすとともに、学習指導要領や児童生徒の健康課題に基づき、学習者中心の保健教育を展開することができる。	保健教育の専門性を生かすとともに、学習指導要領や児童生徒の健康課題に基づき、学習者中心の保健教育を展開することができる。						
カ	健康相談・保健指導	学校保健安全法による健康相談・保健指導の位置付け及び発達段階における健康課題とその対応について理解できる。	健康相談・保健指導の基本的プロセスを理解し、児童生徒の心身の健康課題や現代的な健康課題に関する課題を踏まえ、個に応じた指導及び必要に応じて実施することができる。	児童生徒の心身の健康課題の解決に際しては、関係者が連携・協働する組織体制づくりを行うこと、校内における指導的役割を果たすことができる。	児童生徒の心身の健康課題の解決に際しては、関係者が連携・協働する組織体制づくりを行うこと、校内における指導的役割を果たすことができる。						
シ	保健組織活動	保健組織活動や学校保健に関する学校内外の協働体制の重要性を理解できる。	保健組織活動の意義を理解し、関係者等と連携して、児童生徒の健康づくりに取り組むことができる。	保健組織活動の企画・運営に参画し、関係者等と連携して児童生徒の健康づくりに進めることができる。	保健組織活動の企画・運営に参画し、関係者等と連携して児童生徒の健康づくりに進めることができる。						
ス	児童生徒理解指導・支援	児童生徒理解指導の意義・重要性を理解できる。	児童生徒を取り巻く環境や発達状況を理解し、個々の悩みや思いを共感的に受け止めながら、信頼関係を構築し、児童生徒一人一人に向き合うことができる。	児童生徒を取り巻く環境や発達状況を理解し、個々の悩みや思いを共感的に受け止めながら、信頼関係を構築し、児童生徒一人一人に向き合うことができる。	児童生徒を取り巻く環境や発達状況を理解し、個々の悩みや思いを共感的に受け止めながら、信頼関係を構築し、児童生徒一人一人に向き合うことができる。						
セ	特別な配慮や支援を必要とする子供への対応	特別な配慮を必要とする児童生徒の特性や支援の意義を理解できる。	特別な配慮を必要とする児童生徒の特性や支援の意義を理解できる。	特別な配慮を必要とする児童生徒の特性や支援の意義を理解できる。	特別な配慮を必要とする児童生徒の特性や支援の意義を理解できる。						
ソ	ICTや情報・教育データの利活用	保健管理や保健教育及び校務へのICT活用に必要な操作方法及び情報活用能力(情報モラルを含む)の育成の意義や効果を理解できる。	ICT活用や健康情報データの活用に関する基礎的、具体的な技術を身に付け、保健管理や保健教育及び校務に活用すること、児童生徒の情報活用能力の育成に資することができる。	これまで以上に身に付けたICT活用指導能力に基づき、保健管理・保健教育の実践や情報活用能力育成について指導・助言ができる。	これまで以上に身に付けたICT活用指導能力に基づき、保健管理・保健教育の実践や情報活用能力育成について指導・助言ができる。						

令和6年度 小・中・義務教育・特別支援学校 若年教員研修（養護教諭）1年目 実施要項

- 1 目的 教職経験1年目の養護教諭に対して、学習指導、特別支援教育、人権教育、ストレスマネジメント、生徒指導、学校安全等についての研修を行い、使命感と実践的指導力の基礎を育成し、教員としての基礎的・基本的な資質・能力の向上に資する。
- 2 主催 福岡県教育委員会
- 3 主管 福岡県教育センター
- 4 期日 令和6年10月16日（水）
- 5 会場 福岡県教育センター、在籍校
- 6 対象者 令和6年度に福岡県の市町村（学校組合）立小・中・義務教育・特別支援学校の養護教諭として発令された者(期限付は除く。)
ただし、次の(1)に当たる者は研修の一部を軽減する。また、(2)に当たる者は、研修の一部を軽減することができる。軽減については別途定める。
(1) 教職大学院修了者
(2) 養護教諭（期限付）の経験がある者で、所属長が認める者
※ (2)については、他都道府県・政令指定都市の公立学校、国立学校、県立学校及び私立学校の養護教諭（期限付）としての経験年数を通算する。ただし、非常勤の期間は通算しない。
※ 本研修を修了しなかった者は、該当者の所属長の責任において、校内で研修の補充を行う。
- 7 研修方法 集合研修、オンデマンド型研修
- 8 日程（集合研修）及び関連する育成指標項目

【第1回】

月日	時間	研修内容	関連育成指標項目	研修内容
			養基礎・向上	
在籍校で実施	25分	教育課程説明「総則」	コ	教員研修プラットフォーム上の該当する動画コンテンツを用いて在籍校で実施する。 ※ 所属長の指導の下、在籍校の状況に応じて第2回までに計画的に実施すること。
	40分	講義「児童生徒の発達や特性に応じた指導」	サ	
	40分	講義「学習指導の基本的な考え方」	コ	
	40分	講義「特別支援教育の基本的な考え方」	セ	
	40分	講義「生徒指導の基本的な考え方」	ス	
	40分	講義「ストレスマネジメント研修」	オ	
	25分	講義「安全管理と学校事故の対応」	キ	

※ 事後の研修修了レポート提出有り

【第2回】

月日	時間	研修内容	関連育成指標項目	講師
			養基礎・向上	
10月16日（水）	13:30～13:50	受付		
	13:50～13:55	研修オリエンテーション		
	13:55～14:40	演習・協議 「生徒指導の実践上の視点を生かした教育活動」	ス	教育センター指導主事
	14:45～15:30	演習・協議 「特別支援教育の視点に基づく授業づくり」	セ	教育センター指導主事
	15:40～16:20	演習・協議 「人権教育の推進における基本的な考え方」	ク	教育センター指導主事 教育事務所人権・同和教育室指導主事等
	16:20～16:30	レポート作成・諸連絡		

- 9 在籍校におけるオンデマンド型研修及び事前課題について

【第2回】

- 研修の前日までに指定の事前研修動画を視聴すること ※ 保存先…教員研修プラットフォーム
・「人権教育の基本的な考え方」

【演習・協議】

生徒指導の実践上の視点を意識した教育活動

【福岡県教育センター 主任指導主事 松岡 憲一】

1 生徒指導の実践上の視点

2 生徒指導の実践上の視点を生かした教育活動（演習・協議）

3 まとめ

【演習・協議】

特別支援教育の視点に基づく授業づくり

【福岡県教育センター 指導主事 吉村 武哲】

1 特別支援教育の現状と課題

2 ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり

3 まとめ

人権教育の推進における基本的な考え方

【福岡教育事務所	社会教育主事	森 沙織】
【北九州教育事務所	指導主事	宮野めぐみ】
【北筑後教育事務所	指導主事	中里 将大】
【南筑後教育事務所	指導主事	木村 貴道】
【筑豊教育事務所	指導主事	重富 雄太】
【京築教育事務所	主任指導主事	大川 剛】

1 人権教育の推進に当たって

2 人権が尊重される

「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」

3 まとめ

教職員のためのメンタルヘルス相談事業

県教育委員会、公立学校共済組合及び県教職員互助会では、教職員の精神保健の向上と教育の円滑な推進を図るため、次のような相談事業を実施しています。

■こころの健康相談

（県教委・共済組合福岡支部事業）

心療内科医・臨床心理士等による専門的な
カウンセリング

相談内容 メンタルヘルス全般

相談方法 面談 ※要予約

相談場所 九州中央病院
（福岡市南区塩原 3-23-1）

相談時間 月～金曜日 9:00～17:00
（病院の休診日を除く）

電話番号 092-541-4936

※利用の際は「こころの健康相談」と申し出ること
※所定の回数までは無料
（詳細は九州中央病院にお問い合わせください。）

■教職員カウンセリングサービス

～ほっとテレトーク～

（県教職員互助会に事業委託）

臨床心理士と教育経験者によるカウンセリング

相談内容 メンタルヘルス全般

相談方法 電話・面談

※面談希望の場合、当日電話予約の上、
お越しください。

相談場所 福岡県教職員互助会事務所内
（福岡市東区馬出 2-2-56）

相談日 土・日曜日

受付時間 電話：11:00～16:00

面談：13:00～16:00

電話番号 0120-556-804（フリーダイヤル）

※詳細は、福岡県教職員互助会ホームページ
<https://gojyokai.jp> ご確認ください。

■教職員カウンセリング室 退職教員等によるカウンセリング

（県教委事業）

相談内容 教育経験者による教科指導、生徒指導等の職務に関する悩み等

相談方法 電話 ※面談希望の場合、要電話確認

相談日 日～土曜日 （県教育センターは土日・祝日を除く）

相談時間 9:00～17:30 （県教育センターは 17:00 まで）

相談場所 県教育センター
電話番号 092-947-2083

相談場所 南筑後地区カウンセリング室
電話番号 0942-53-4934

筑豊地区カウンセリング室 0948-21-3434

※福岡地区、北九州地区、北筑後地区、京築地区の方は上記のいずれかを御利用ください。

※南筑後地区、筑豊地区の方も含め、どの相談場所でも自由に御利用いただけます。

■LINEを使ったメンタルヘルス相談（心ほっとサポート@公立学校共済）

（共済組合本部事業）

公認心理師・臨床心理士等がLINEで相談を受け付ける。

相談方法 LINE（1日1回30分～60分程度）

受付時間 土～月曜日 18:00～22:00（祝日・年末年始を含む）

友だち追加はこちらから→



■電話・面談メンタルヘルス相談

臨床心理士がカウンセリングを行う。

相談方法 電話相談（1日1回20分程度）、面談（1回50分程度。5回まで無料）

受付時間 電話相談：月～土曜日 10:00～22:00、面談予約：月～土曜日 10:00～20:00

※いずれも祝日・年末年始を除く

電話番号 0800-700-5680 ※面談は全国主要都市のカウンセリングルームにて実施

■Web相談（こころの相談）

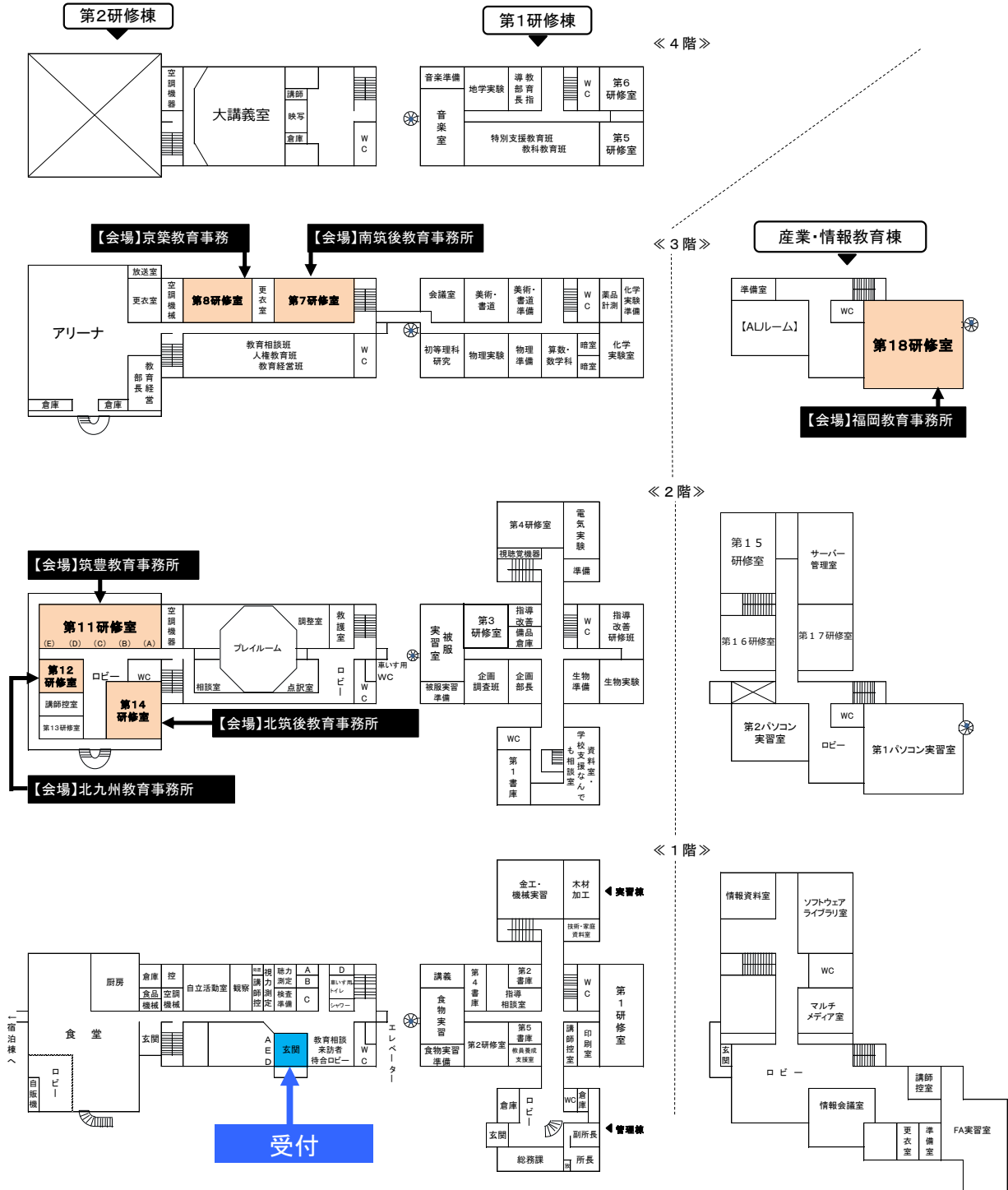
電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のために臨床心理士がWeb上で24時間相談を受け付ける。

相談内容 メンタルヘルス

相談方法 Web上 ※3営業日以内を目処に個別に回答されます。

URL <https://www.mh-c.jp/>（ログイン番号 783269）

令和6年度 中・義務教育・特別支援学校 若年教員研修1年目(A日程) 【第3回】
 令和6年度 小・中・義務教育・特別支援学校 若年教員研修1年目(養護教諭)【第2回】
 令和6年度 小・中・義務教育・特別支援学校 若年教員研修1年目(栄養教諭)【第2回】
 研修会場図



自家用車を御利用の方へ

教育センターから金出交差点までの道路は、近隣住民の方の生活道路であり、道幅が大変狭くなっています。

また、付近の道路は、小中学生の通学路であるとともに保育園の送迎に使われる道路でもあります。帰りの時間帯は、子供たちの下校と保育園の送迎が重なるため、細心の注意が必要です。

教育公務員としての自覚を持ち、次の7点を心がけてください。

① センター正門の信号を守ります。

※ただし、センター職員が立って誘導している場合は、その指示に従います。

② 坂道は必ず徐行します。特に段差舗装している減速帯の所は、時速10キロ以下の最徐行で通行します。

③ 地域住民の車の出入りを妨げないように、十分注意します。

④ 坂道を通行する際には幼児の飛び出しに注意し、下りた所では、必ず一旦停止してから左折します。

⑤ 県道との『丁字路』でも、安全確保のため、必ず一旦停止をします。

⑥ 金出交差点で信号停車する際には、近隣住民の通行の妨げにならないように、脇道に入る車、脇道から出る車を優先させます。

⑦ 運転中の携帯電話の使用は道路交通法により禁止されています。運転中は、携帯電話を使用しないようにします。

